

(市長記者会見資料)

平成 27 年 6 月 2 日

京 都 市

保 健 福 祉 局

保健福祉部保健福祉総務課

電話 2 2 2 - 3 3 6 6

いわゆる「ごみ屋敷」に住まわれる方への支援について  
～条例施行後半年が経過 支援を基本として大きく前進～

ごみのため込み等により、近隣を含む生活環境に悪影響を与えるいわゆる「ごみ屋敷」の問題の解決に向け、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を平成 26 年 11 月に施行し、5 月で半年が経過しました。

いわゆる「ごみ屋敷」問題については、多くの都市でごみ担当部局が所管しているところ、京都市では、単にごみ問題と捉えず、「人への支援」を基本に取り組むこととし、保健福祉局の所管としました。

条例に掲げた 3 つの目的である、「要支援者が抱える生活上の諸課題の解決」、「市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保」、「市民が相互に支え合う地域社会の構築」を実現していくため、この半年間、全庁一丸となって、地域ともしっかりと連携し、取組を進めてきました。

今後も、要支援者に寄添い、支援を継続していくことで一層の取組を進めていきます。

## 1 支援などの取組状況

### (1) 全庁一丸体制の確立

別紙 1 参照

### (2) 現在までの取組状況

別紙 2 参照

## 2 条例施行による効果等

清掃の実施などの具体的な支援に繋がった 44 世帯のうち、32 世帯については自主的な清掃が行われ、残る 12 世帯については本市等の協力のもと、延べ 75 回の清掃（約 1,800 袋のごみを排出）を行いました。

取組中の 8 世帯を除いた 36 世帯については、不良な生活環境が解消しました。（別紙 2 参照）

また、単なる清掃にとどまらず、それを契機に要支援者の社会的孤立の解消等を図るための福祉サービスの利用や地域住民による声かけや見守り等に繋がっており、要支援者の生活上の課題解決に向けて、地域住民とともに支援していく取組に繋がってきています。（別紙 3 - ⑥参照）

## 【要支援者の具体的な声】

Aさん 女性 70歳代

現在施設入所中だが、家を片付け、在宅で生活したいと思っている。物へのこだわりがあり、清掃し始めた当初は精神的にしんどくなるなったこともあった。毎週清掃に来てくれて、信頼できるようになり、捨てられる物・捨てられない物を伝えることができるようになってきた。

Bさん 男性 60歳代

こんな状態にまでしてしまっていて大変申し訳ない。今回、皆さんの協力をいただいて、生活できるまで部屋を片付けることができた。大変感謝している。今後は、自分で清掃し、ごみを減らしていく。

Cさん 女性 40歳代

自分一人ではできなかったので、お手伝いいただいて助かった。きれいなところで生活できることがこんなに気持ちのいいものなんだと感じている。この状態を維持していきたい。

## 【地域の方の具体的な声】

近所の親しい方が「一緒にごみを片づけよう」と声をかけたりしていたが、なかなか進まなかった。近所にもネズミが発生していて心配をしていたので、こうして清掃をしてもらって感謝している。

## 3 今後の取組

問題の改善に繋がっていく要支援者への寄り添い支援や困難事例に対応していくため、次の取組を更に進めていきます。

### (1) 更なる支援の充実

平成27年4月から配置した5名の保健師と3名の地域あんしん支援員に加え、この6月からは、さらに3名の地域あんしん支援員を増員しており、人への働きかけの専門技術を有する保健師と、支援のための地域資源をコーディネートする地域あんしん支援員とが連携し、よりきめ細かく要支援者にアプローチしてまいります。

また、京都ならではの地域力を生かし、関係機関や地域等による横断的なネットワークの構築を推進しながら、問題解決に向けた取組を進めてまいります。

### (2) 措置の検討

支援を基本とした対応を行う中で、地域住民の安心・安全を確保していくため、指導、勧告等の措置の実施を検討せざるを得ない事例については、有識者の意見をお聞きしながら、段階的に必要な対応を行ってまいります。

全庁一丸体制の確立

別紙1

平成25年11月

「ごみ屋敷等対策検討プロジェクトチーム」を設置

平成26年7月

地域あんしん支援員3名を配置

平成26年9月

- ・保健福祉局で、担当部長(兼職)を筆頭とし、専任の担当課長、担当係長を配置
- ・関係部局職員(15名)を保健福祉局に兼職

条例施行

平成27年1月まで

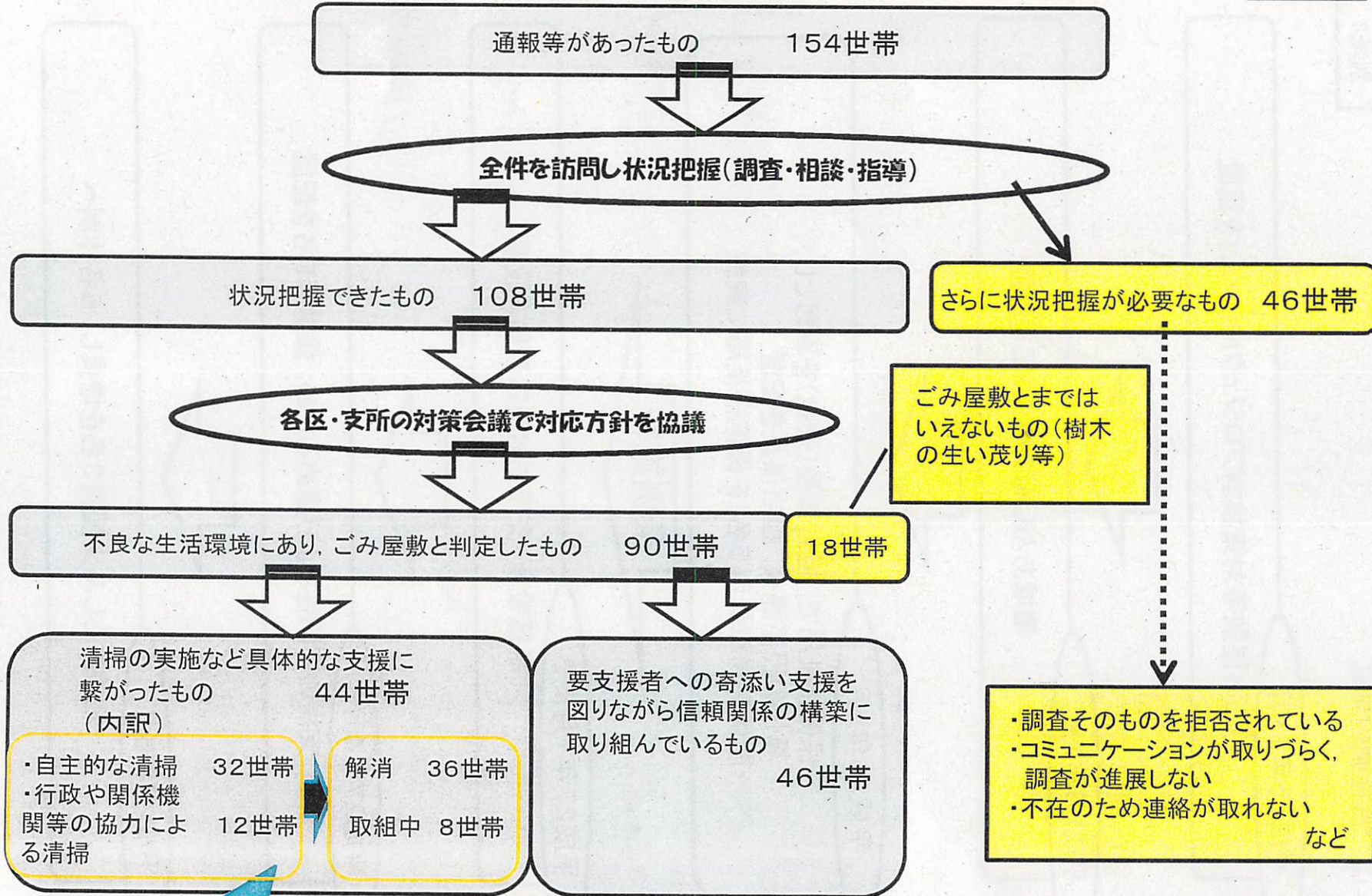
各区役所・支所で対策事務局を設置

平成27年4月

支援の専門性をより高めるため、保健師5名を配置

平成27年6月

地域あんしん支援員3名を増員し、6名体制へ



条例の効果

## 状況把握した108世帯の状況

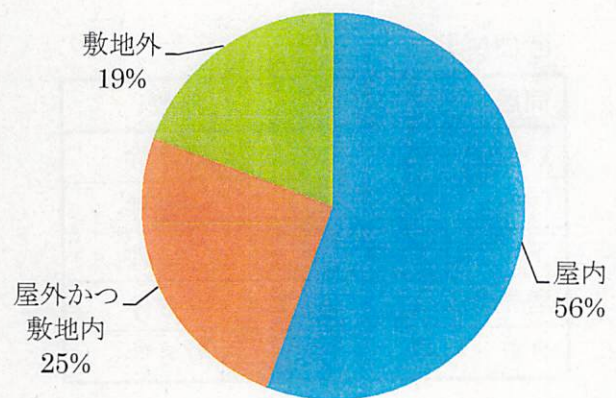
## ①不良な状態の態様

不良な状態の態様	件数（複数該当あり）
物の堆積，放置	96件
多頭飼育	9件
雑草の繁茂	7件

## ②範囲

範囲	件数
屋内	60件
屋外かつ敷地内	27件
敷地外	21件
合計	108件

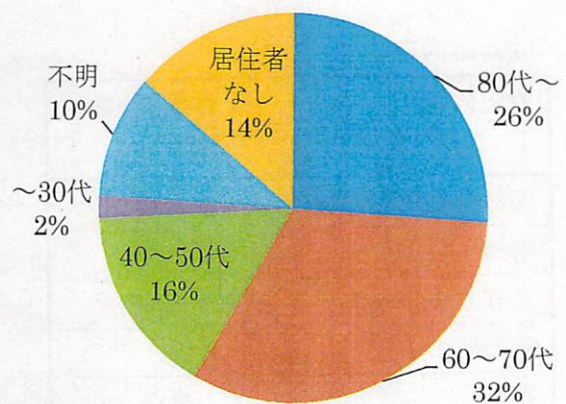
## 範囲



## ③世帯主の年齢

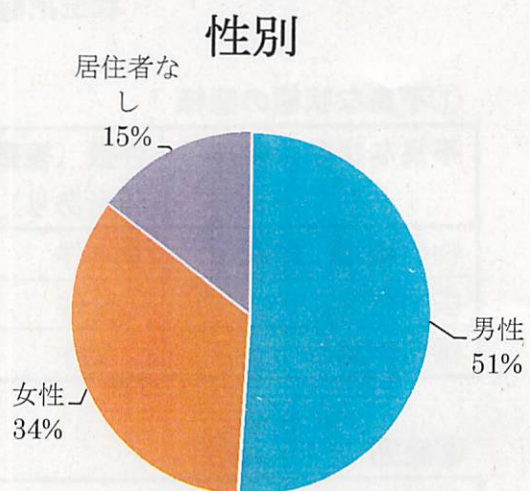
年代	件数
80代～	28件
60代～70代	35件
40代～50代	17件
～30代	2件
不明	10件
居住者なし	16件
合計	108件

## 年代



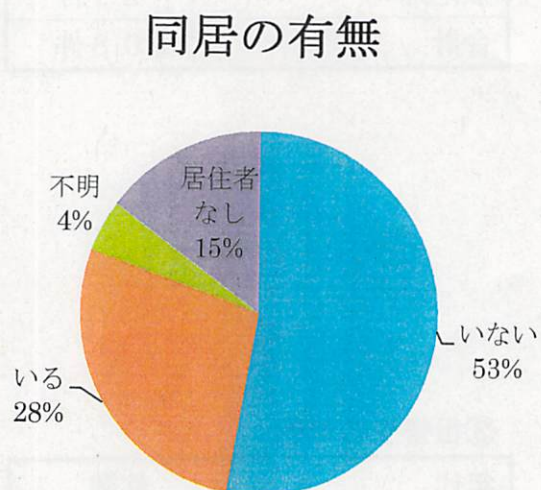
#### ④世帯主の性別

性別	件数
男性	55件
女性	37件
居住者なし	16件
合計	108件



#### ⑤同居人

同居人	件数
いない	57件
いる	30件
不明	5件
居住者なし	16件
合計	108件



#### ⑥対応内容

対応内容	件数(複数該当あり)
保健福祉施策の適用	16件
清掃	12件
見守り・声掛け	25件
その他の支援	8件
指導	19件

## 協力して清掃を実施した事例

経過	清掃回数	従事者（延べ人数）	排出数	改善済み☆
①マンション内のゴキブリ駆除のための薬剤散布をきっかけに清掃の提案を行い、清掃を行うこととなった。	2回	12名（職員、マンション管理組合）	約 60 袋	☆
②本人から相談を受けた民生委員から連絡があり、清掃を行うこととなった。	1回	30名（職員、福祉関係機関、民生委員）	約 400 袋	
③福祉関係機関の説得に応じて清掃を行うこととなった。	1回	14名（職員、福祉関係機関）	約 250 袋	
④市営住宅の居住者が死亡後、親族と職員が清掃を行うこととなった。	1回	13名（職員、親族）	約 200 袋	
⑤地域あんしん支援員の寄り添い支援により清掃を受け入れることとなった。	36回	45名（職員、地域あんしん支援員）	約 430 袋	☆
⑥説得に応じて清掃を行うこととなった。物への執着心が強く、搬出後のごみを持ち帰る。条例施行前（26.6.22, 26.9.24）にも清掃を実施している。	1回	16名（職員、福祉関係機関）	約 40 袋	
⑦退院後に居宅生活を送れるよう室内の清掃を行うこととなった。	2回	24名（職員、福祉関係機関）	約 50 袋	☆
⑧施設退所時に居宅生活を送れるよう室内の清掃を行うこととなった。継続的に清掃を実施中。	6回	33名（職員、福祉関係機関）	約 100 袋	
⑨地域あんしん支援員の寄り添い支援により清掃を受け入れることとなった。	22回	22名（地域あんしん支援員）	約 100 袋	☆

⑩テレビの受信工事をきっかけとして、清掃を行うことを提案し、清掃を行うこととなった。	1回	5名（医療機関）	約 70袋	
⑪お風呂の利用ができる状態に清掃するとの提案を行い、清掃することとなった。	1回	2名（職員）	約 10袋	
⑫ホームヘルプサービスの受給をきっかけとして、清掃を行うことを提案し、清掃を行うこととなった。	1回	12名（職員、福祉関係機関）	約 90袋	
合計	12件 75回	228名	約 1,800袋	



## 清掃前

天井近くまで、物が  
堆積している。

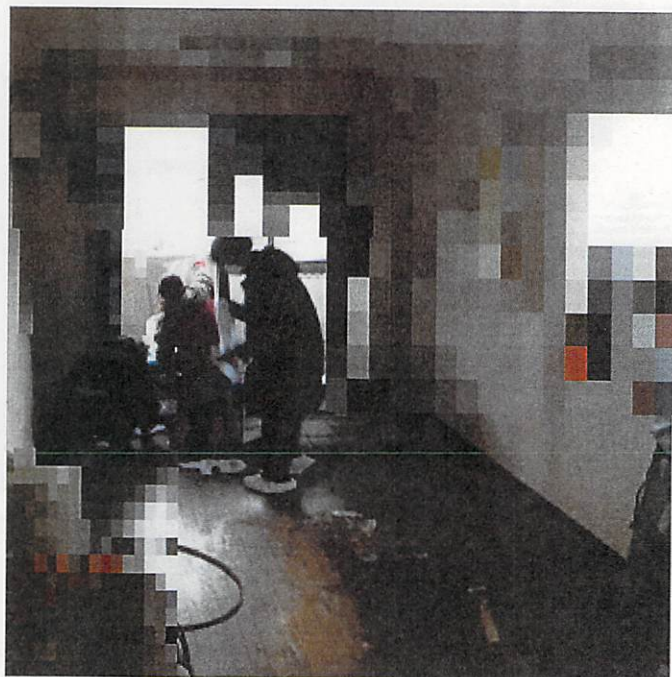


## 清掃中



## 清掃後

床が見える状態まで  
清掃した。

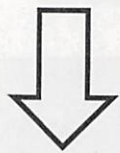


## 清掃前

1mほど物が堆積している。



## 清掃中



## 清掃後

入口付近は床が見える状態まで清掃した。



# 清掃前

床全体に物が散乱している。



# 清掃中



# 清掃後

床に付着していた物もそぎ取り、床が見える状態まで清掃した。

